## 議会議案第6号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実 を求める意見書の提出について

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

令和3年(2021年)9月28日提出

提出者	鎌倉市議会議員		久	坂	< 1	こえ
賛成者	同	上	藤	本	あさ	<u> </u>
同	同	上	保	坂	令	子
同	同	上	竹	田	ゆかり	
同	同	上	大	石	和	久
同	同	上	池	田		実
同	同	上	森		功	
同	同	上	吉	岡	和	江

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実 を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、 雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医 療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対 策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政 運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の 水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、 急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状 を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十 分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を 揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生 産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として 講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応す べきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の 到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、 令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境 性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わな いこと。
- 5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税ま たは地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 令和3年(2021年)10月1日

鎌 倉 市 議 会